

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 2～60年

機械及び装置 5～50年

器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 事業整理損失引当金

新田山田水道事業及び東部地域水道事業の廃止に伴う損失見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

水道事業会計は、県央第一水道及び県央第二水道を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら2つを報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
県央第一水道	前橋市、高崎市、榛東村、吉岡町への水道用水供給事業及びその附帯事業並びに水道用水に関する調査事業
県央第二水道	前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、玉村町への水道用水供給事業及びその附帯事業並びに水道用水に関する調査事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日）

（単位：円）

	県央第一水道	県央第二水道	合計
営業収益	2,441,773,269	2,027,008,664	4,468,781,933
営業費用	1,557,057,329	1,887,713,811	3,444,771,140
営業損益	884,715,940	139,294,853	1,024,010,793
経常損益	799,868,971	255,086,441	1,054,955,412
セグメント資産	27,859,906,984	33,140,853,177	61,000,760,161
セグメント負債	3,195,841,091	12,981,886,537	16,177,727,628
その他の項目			
減価償却費	656,991,423	1,078,777,188	1,735,768,611
特別利益	—	1,188,002	1,188,002
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	80,598,464	2,048,897,051	2,129,495,515

（注）1 水質検査センター並びに本局の収益、費用、資産及び負債は、2水道に配分している。

Ⅲ. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として24,867,940円を支給するため、退職給付引当金24,867,940円を使用した。

2 事業整理損失引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、国有財産等所在市町村交付金として38,622,900円、八ッ場ダムに係る特定多目的ダム法第35条による特別納付金として5,646,490円を支出するため、事業整理損失引当金44,269,390円を使用した。

なお、事業整理損失引当金の目的を終了したため、残額7,177,135円を取り崩し精算した。